

高額療養費制度の見直しについて

< >は、多数回該当の場合の額

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)			270,300円＋（総医療費－901,000円）×1%			342,000＋1% <140,100>	342,200円＋（総医療費－1,140,000円）×1%	
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)	252,600＋1% <140,100>	—	270,300＋1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	303,000＋1% <140,100>	303,000円＋（総医療費－1,010,000円）×1% 1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%					270,300＋1% <140,100>	同左	—
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)			179,100円＋（総医療費－597,000円）×1%			209,400＋1% <93,000>	209,400円＋（総医療費－698,000円）×1%	
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)	167,400＋1% <93,000>	—	179,100＋1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	194,400＋1% <93,000>	194,100円＋（総医療費－648,000円）×1% 1,110,000 (月額平均92,500)	—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%					179,100＋1% <93,000>	同左	—
約650～約770万円 (標報：44～50万円)			85,800円＋（総医療費－286,000円）×1%			110,400＋1% <44,400>	110,400円＋（総医療費－368,000円）×1%	
約510～約650万円 (標報：36～41万円)	80,100＋1% <44,400>	—	85,800＋1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	98,100＋1% <44,400>	98,100円＋（総医療費－327,000円）×1% 530,000 (月額平均約44,200)	—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%					85,800＋1% <44,400>	同左	—
約260～約370万円 (標報：20～26万円)						69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)				(※1)		61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円（標報：～15万円）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。